

# 「栃木県水源地域保全条例」要旨

## 前文

- 栃木県の森林は、地域のつながりの中で守られ、たゆみない努力を重ねて創り上げられてきた。
- 近年、我が国において、利用目的が明らかでない森林の買収が相次ぎ、荒廃森林増加、水資源枯渇が懸念されている。
- 県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、水源地域の森林の重要性を共有し、適切に保全することを決意し、条例を制定する。

## 目的(第1条)

- 水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、水源地域の保全を総合的に推進し、もって森林の有する水源の涵養の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

## 定義(第2条)

- この条例における「水源地域」及び「土地所有者等」の用語の定義を定める。

## 基本理念(第3条)

- 森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られなければならない。
- 県民をはじめ流域で生活する全ての人が水を通じて森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進が図られなければならない。

## 関係者の責務等(第4条～第9条)

- 県は、森林の現状を把握し、水源地域保全に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有する。(第4条)
- 県民及び事業者は、水源地域保全に理解を深め、県等の水源地域保全施策に協力するよう努めるものとする。(第5条、第6条)
- 水源地域森林の土地所有者等は、森林が水源涵養等の公益的機能を有することを認識し、県等の水源地域保全施策に協力するよう努めるものとする。(第7条)
- 県は、市町村と連携し、水源地域保全に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する施策について、技術的な助言、情報の提供等、必要な協力を行うものとする。(第8条)
- 県は、水源地域保全施策の策定及び実施に当たっては、国との連携に努めるとともに、国に対し、必要な措置をとることを求めることができる。(第9条)

## 啓発活動(第10条)

- 県は、県民等が水源地域保全の重要性について理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。



#### 水源地域の指定(第11条)

- 知事は、水源の涵養機能の維持・増進を図るため適正に利用・保全する必要があると認められる森林の存する区域を、市町村長の意見聴取、公告・縦覧の手続きを経て、水源地域として指定することができる。

#### 相談及び情報提供等(第12条)

- 知事は、水源地域の森林の適正な利用等について、土地所有者等の相談に応じ、情報提供等を行うものとする。

#### 所有権等の移転等の事前届出(第13条)

- 水源地域内土地所有者等は、土地売買等契約を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする日の30日前までに、契約当事者の氏名、住所、土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。

#### 市町村長への通知等(第14条)

- 知事は、届出内容を関係市町村長に通知するものとし、届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

#### 立入調査等(第15条)

- 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内土地所有者等に対し、報告・資料提出を求め、職員に立入調査・質問をさせることができる。

#### 助言(第16条)

- 知事は、届出者に対し、水源地域保全に必要な事項について助言をすることができる。
- 届出者は、助言を受けたときは、所有権移転等予定者に対し、助言内容を伝達するものとする。
- 知事は、所有権移転等予定者に直接助言することができる。

#### 勧告・公表(第17条、第18条)

- 知事は、届出義務違反、立入調査忌避等をした者に対し、必要な措置を取るよう勧告することができる。(第17条)
- 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく従わなかったときは、関係事項を公表することができる。(第18条)

#### 市町村の条例との関係(第19条)

- 市町村が定める水源地域保全に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものと知事が認める場合、当該市町村の区域を指定し、この条例の全部又は一部を適用しない。

#### 過料(第20条)

- 届出義務違反、立入調査忌避等をした者は、5万円以下の過料に処する。

#### 規則への委任(第21条)

- この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 施行期日(附則)

- R4.4.1。事前届出制度関係規定は、R5.4.1。